

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 相続税対策は元気なうちに始めましょう

— 相続対策は、長期計画で！！ —

### [1] 病気は予想外のタイミングで襲ってきます。

Aさんは今年85歳になりますが、健康状態はすこぶる良く、自他ともに100歳まで元気で暮らせると信じていました。Aさんは、代々引き継いできた数か所の不動産を所有しています。その中には老朽化したアパート等が含まれています。このままでは、Aさんが亡くなった時の相続の際に、分割に困ったり、処分がしにくいのではないかと気になっています。3人の子供たちが等しく相続できるように、徐々に物件の買換えをしようと考えていました。ところが、Aさんは昨年末に階段で転倒したのがきっかけで、寝たきりになってしまい、その後認知症を発症しました。この状態では相続対策のための買換えは不可能です。判断能力が欠如してしまうと、遺言もできません。普段の生活にも支障が出始めています。

### [2] 成年後見制度の概要

Aさんのような認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し支援するために、成年後見制度があります。家庭裁判所が選任した成年後見人等は、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為をしたり、本人の法律行為を保佐します。

### [3] 成年後見人は、相続対策を講じられません。

「成年後見制度により、相続人となる子供がAさんに代わって相続対策をすれば良い。」と考える人がいますが、残念ながらそれは不可能です。

成年後見制度で本人に代わって後見人が出来る事は、

- ・財産の現状を維持する行為（財産の性質を変えない範囲で利用し改良するのみ）
- ・本人のための介護サービスや施設入所に関する契約
- ・本人がした不利益な契約の解除 等に限られています。

他にも、定期随時の報告、契約等の法律行為については、家庭裁判所で審判を受ける必要があります。したがって、**相続対策として不動産の売買や資産の運用は、できなくなってしまう**。相続対策ができるのは、本人が元気なうちのみです。

年をとるほどに、体調変化のリスクが高くなってきます。**相続対策は、元気で判断能力があるうちに始めましょう。**孫やお嫁さんに現金贈与を検討している方も早く始めることにより回数が増えて、効果が大きくなります。世の中や家族の状況を眺めつつ、じっくりと長期で対策を進めていきましょう。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく戸田会計事務所までお問合せ下さい。